

北九州市営バス事業あり方検討会議開催要綱

(開催目的)

第1条 平成28年2月に策定した「第2次北九州市営バス事業経営計画」の取組内容及び結果の評価・検証を行うとともに、今後の市営バス事業のあり方について、意見を聴取するため、北九州市営バス事業あり方検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

(検討会議の構成)

第2条 検討会議は、別紙に掲げる構成員によって構成する。

- 2 構成員の任期は、1年以内とする。
- 3 専門的見地からの意見聴取が必要であるときは検討会議に、検討部会構成員及びオブザーバーを置くことができる。
- 4 次の各号に該当する者は、検討会議構成員、検討部会構成員及びオブザーバーの対象外とする。
 - (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と密接な関係を有する者

(座長及び副座長)

第3条 検討会議に座長及び副座長を各1名置く。

- 2 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

(検討会議の会議等の公開)

第4条 検討会議は、原則公開とする。ただし、次に各号にいずれかに該当する場合は、非公開とすることができます。

- (1) 不開示情報（情報公開条例第7条）に該当する事項が含まれる場合
- (2) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
- (3) その他非公開とすることに相当の理由がある場合

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は、交通局総務経営課にて処理する。

付 則

この要綱は、令和元年7月30日から施行する。